

第37回 矢板市農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 令和2年6月19日(金) 午後4時00分

(2) 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

2 出席委員 14名

会長 15番 八木澤寛夫

会員 1番 渡邊好雄

2番 鈴木英子

3番 福田英一

4番 君島道夫

5番 石塚英好

6番 阿久津正一

7番 山口榮一

8番 佐藤喜久男

9番 平久井順一

11番 渡邊幸史

12番 町野位夫

13番 齋藤典子

14番 渡邊浩正

4 欠席委員 1名

10番 大森克則

5 付議事件

(1) 議事録署名委員の決定について

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について

(4) 買受適格証明願いについて

(5) 非農地証明について

(6) 非農地通知について

(7) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

(8) 農地利用最適化推進委員の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長…和田理男

事務局長補佐…高塩康幸

主任…土屋あゆ奈

7 会議の概要

定刻に至り会長が定数を確認。開会を宣言したのち、議事の審議に入った。

(1) 議事録署名委員の決定について

会長から議事録署名人を指名したい旨について、全員異議なく賛成したので、議事録署名人として渡邊浩正氏及び阿久津正一氏が任命された。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

事務局より議案第1号の説明がなされ、次に当番班長より現地調査の統括的な報告があった。第3条1件、非農地証明1件、非農地通知4件の現地調査を実施し、何ら問題なしとの見解が示された。詳細な報告は、各当番委員に求められた。

議案第1号についての詳細な報告が当番委員によってなされた。親子間の贈与であるため、何ら問題なしとの見解が示された。

議案第1号についての質疑意見等を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(3) 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について

次に議案第2号についての説明が事務局より行われ、会長より質疑意見等が求められた。当案件は平成31年1月の委員会にて4条許可が認められたものである。当時の計画では鉄骨ハウス 1500 m²を設置する予定だったが、そのうち 165 m²を農村レストラン及び調理室等の設置に計画変更するとのことで申請がなされた。

議案第2号についての質疑意見等を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(4) 買受適格証明願いについて

事務局より議案第3号から第5号の説明がなされ、会長より質疑意見等が求められた。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(5) 非農地証明願いに係る処分決定について

事務局より議案第6号について説明が行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は昭和54年より宅地として使用されており、現在は更地のため証明はやむを得ないとの見解が示された。

議案第6号についての質疑応答を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(6) 非農地通知に係る処分決定について

事務局より議案第7号から第10号についての説明が行われた。

議案第7号についての詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は市役所のすぐ近くであり、現在は家庭菜園として使用されているため決定はやむを得ないとの見解が示された。

議案第8号についての詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は第三種農地であり、現在は家庭菜園として使用されているため決定はやむを得ないとの見解が示された。

議案第9号についての詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は宅地や道路に囲まれており、決定はやむを得ないとの見解が示された。

議案第10号についての詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は宅地や道路に囲まれており、現在は駐車場として使用されているため決定はやむを得ないとの見解が示された。

議案第7号から10号についての質疑意見等を求めた。

議案書の備考欄に記載の名義人について、当事者が亡くなっている場合はそのように記載してはいかがかと意見が出た。事務局は了承した。

つぎに、非農地通知を出すことによって、所有者から反対される場合はないか質問が出た。

事務局は所有者に対して事前に確認済みであると回答した。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(7) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

事務局より議案書の説明が行われた。議案についての質疑応答を求めた。
利用権移転の議案について、利用権の移転を受ける者・移転をする者・土地の所有者についてどのような権利の流れとなるのか、また、賃借の内訳が質問された。

事務局が、法人の設置による利用権の移転であると回答した。また、賃借の内訳については相対であるので詳しい資料はないと回答した。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(8) 農地利用最適化推進委員の決定について

事務局より議案書の説明が行われた。議案についての質疑応答を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(8) その他

- ・農振編入、除外の説明
- ・農業新聞の記事募集について

以上をもって議事の審議は終了し、会長が閉会を宣言した。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤 寛夫

議事録署名委員

阿久津 正一

議事録署名委員

渡邊 若正